

平成20年度4月～9月に

入ったお金は

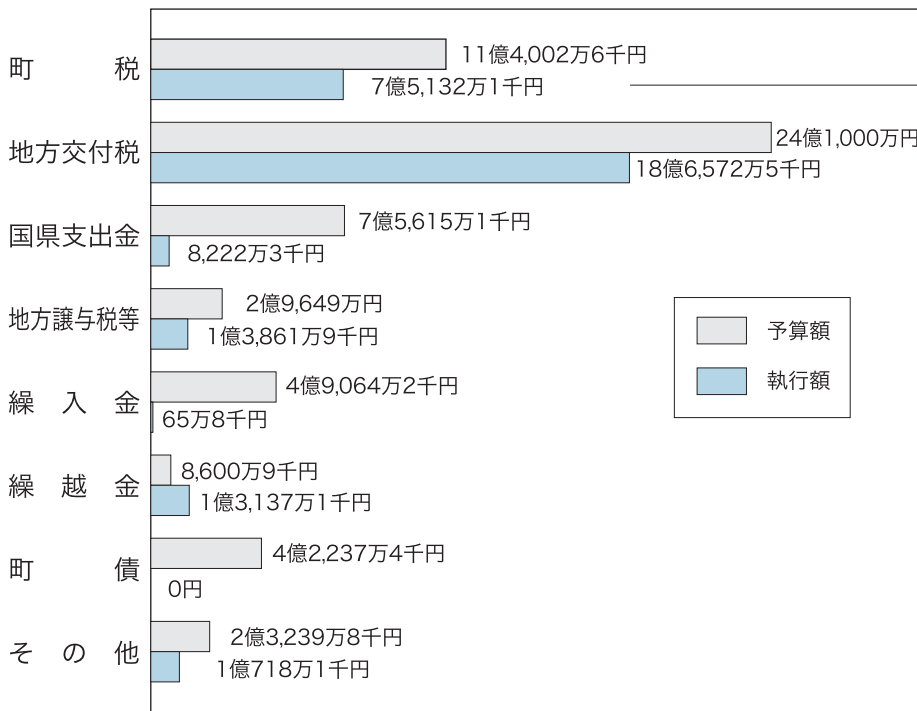
**30億
7,709万8千円**

です。

わたしたちの

**町の家計を
公表**します

一般会計(歳入)



わが町の家計簿

条例の定めにより、平成20年度上半期(4月1日から9月30日まで)の一般会計ならびに特別会計の財政状況を次のとおり公表します。
公表は、上半期における町民の皆さんから納めていただいた税金や、国・県からの交付税等の収入および支出の執行状況を明らかにし、町の財政に対する理解を深めていただくものです。

地方自治法第243条の3(水道企業については、地方公営企業法第40条の2)の規定および大崎町財政状況の公表に関する

地方譲与税等とは

- ・ 地方譲与税
- ・ 利子割交付金
- ・ ゴルフ場利用税交付金
- ・ 自動車取得税交付金
- ・ 交通安全対策特別交付金
- ・ 地方消費税交付金
- ・ 地方特例交付金
- ・ 配当割交付金
- ・ 株式等譲渡所得割交付金

その他とは

- ・ 分担金および負担金
- ・ 使用料および手数料
- ・ 財産収入
- ・ 諸収入
- ・ 寄附金

**町税の内訳
7億5,132万1千円**

町 民 税	2億6,754万9千円
固 定 資 産 税	4億635万9千円
軽 自 動 車 税	4,256万1千円
市 町 村 た ば こ 税	3,485万2千円